



「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。
 〒082-0014
 北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地
 芽室町保健福祉センター（あいあい21）
 ☎62-1616 📠62-1657
 芽室町社会福祉協議会公式HP
<https://www.memuro-syakyo.jp/>

芽室町社会福祉協議会は、地域福祉事業と介護保険事業が一体となり、「支えたり」「支えられたりする」地域共生型のめむろの実現を目指します。

地域福祉推進課、介護事業課で構成されています。

- 訪問介護事業所（ホームヘルパー） ☎29-1192
- 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー） ☎29-1193
- 小規模多機能型居宅介護事務所 ぶたば ☎66-9009



目次

みんなのひろば

たのしく子育て

ホットボイス

お知らせ

教育情報 だいちくん

社協だより

各種団体

広告

地域の福祉活動 応援します!! 地域福祉活動助成金・地域福祉基金助成金のご案内

<p>1 地域福祉活動（団体活動等）助成事業</p>	<p>(1)対象となる団体 町内において社会福祉の向上を目指した福祉活動やボランティア活動の振興のため、活動を実践している団体。</p> <p>(2)対象となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会復帰や社会参加のために取り組む事業やこれらの支援事業 ②芽室町全域あるいは小地域において住民参加による福祉活動、コミュニティ活動、支え合い活動等により課題解決、健康維持、連帯意識が向上する事業 ③幼児及び青少年の健全育成事業や健全な地域社会を構築するための事業 ④災害等の予防普及事業や支援活動 ⑤地域との連携を含んだ国際的交流・支援事業 ⑥その他、地域福祉の向上に効果があると認められる先駆的・開拓的事业
<p>2 地域福祉活動（たすけあい活動）助成事業</p>	<p>(1)対象となる団体 行政区等（町内会・農事組合・社会教育協会等）</p> <p>(2)対象となる事業活動内容例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交流活動・・・食事会、世代間交流、サロンの実施など ②研修活動・・・福祉（生活）に関する勉強会、講習会の開催など ③在宅福祉活動・・・軽易な家事援助などの生活支援、安否確認等の見守りなど
<p>3 地域福祉基金助成金</p>	<p>(1)対象となる団体…以下の条件を満たす必要があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①団体の活動が広く地域福祉の向上を目的としているもの ②特定の政治団体、宗教団体などに所属していないこと <p>(2)対象となる事業…短期（単年度）の事業が対象とします</p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅福祉の普及及び向上に関する事業 ②健康及び生きがいがづくりの推進を図る事業 ③地域福祉の推進を図る事業 ④その他、地域福祉の向上に効果があると認められる事業

「私たちの活動が当てはまる！」という方は、是非ご活用を！

手続1 6月2日(月)～6月30日(月)に以下の書類を社協事務局へ提出してください。

地域福祉活動助成金、地域福祉基金	行政区等対象（たすけあい活動）助成金
①助成金交付申請書 ②該年度の事業計画書 ③該年度の予算書 ④總會資料（地域福祉基金については、実施事業に関する資料等）	①助成金交付申請書 ②令和6年度の總會資料 ③たすけあい活動届 ※③は初回申請時のみの提出となります。

※①、②、③はいずれも社協で定めた様式となります。
 ～7月に社協の三役会議を開催し、助成金の審査および選考をします～

手続2 決定、不決定いずれの場合も文書でご連絡をします。

※地域福祉活動（団体活動等）助成金の1件（1団体）の助成申請額は、助成対象経費の予算総額から当該事業に係る収入を差し引いた額の2分の1（1千円未満は切り捨て）と助成限度額5万円を比較して少ない方の額とします。
 ※地域福祉活動（たすけあい活動）助成金の1件（1団体）の助成申請額は、内容により3万円の範囲内とします。
 ※地域福祉基金助成金の1件（1団体）の助成申請額は、15万円を限度とします。
 ※助成金の総額は、社協の予算の範囲内とし、地域福祉活動助成金の財源は、赤い羽根共同募金配分金と社協独自財源（会費・寄付金）、地域福祉基金助成金の財源は、芽室町からの地域福祉推進事業補助金とします。



インフォメーション

心配ごと相談日程

心配なこと 不安なこと
気になること

まずは、「ご相談ください！」

『悩み続けるより、解決の糸口を見つけてみませんか？』

例えば、このようなことで困っていませんか？

- ▼これからの生活で不安
- ▼体調が悪くなり、片付けや掃除が
できない
- ▼ひとり暮らしが不安
- ▼家庭・家計・仕事など
- ▼どこに相談してよいか分からないなど



5月28日(水)

専門相談員：稲垣輝幸さん 白銀孝志さん

6月11日(水)

専門相談員：栗栖尚子さん 中川ゆかりさん

時間：13時15分～15時30分

場所：保健福祉センター2階「静養室」

課題解決に向けたアドバイスや関係機関などへの橋渡しを行います。

※おむね月2回、第2・第4水曜日に開設しています。

※相談内容等、個人情報厳守します。

善意に厚く感謝いたします

熊谷 和子様

100,000円

鈴木 進様

100,000円

(夫の死去に際して)

(父の死去に際して)

シリーズ かいごの ひとりごと ep2

さて、前回の続きです。3つめの事業所は、「小規模多機能型居宅介護事業所ふたば」介護福祉士などの試験でも覚えるのが大変とウワサ？の長いその名称。事業所の場所がちよっと分かりづらいたのですが、西子どもセンターみらいの裏手にあります。(旧中央保育所の場所です)

ふたばの特徴は、名称の通り、「小規模」な環境で「多機能」なサービスが実施できることです。一つの事業所で、「通い(1日の定員18名)」、「訪問」、「宿泊(1日定員9名)」の3つのサービスを柔軟に組み合わせ、24時間365日切れ目のないサービスが特徴です。

改めてのご紹介②

また、同じスタッフがすべてのサービスを提供しますので、環境や人に左右されにくく、認知症の方とも馴染みの関係を構築しやすい特徴があります。そんな在宅生活の最後の砦とも言われる小規模多機能は、芽室町には今のところ「ふたば」一つしかありません。小まめな安否確認や服薬確認などの訪問が必要だったり、急なお泊りが必要な方、お風呂と昼食だけの短時間のデイサービスや、大人数が苦手な方など、ご利用者、ご家族の生活状況に寄り添ったサービス提供を心がけています。

「ふたば」に興味のある方や相談がある方は、ぜひ見学にいらしてください。お待ちしております！
(ふたば) 0155-6690009 山川まで)



職員紹介

4月1日より地域福祉係で勤務することになりました勝部正志と申します。芽室町にはご縁があつて、町内の職場で働いて30年以上になります。多くの皆様と知り合う機会に恵まれ、引き続き芽室町で仕事ができることをとても嬉しく思っております。

これまでとは全く違った職種で、1から覚えることばかりですが、1日も早く皆様のお役に立てられるよう日々精進し頑張っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



4月から福祉活動専門員としてお仕事をさせていただくことになりました遠藤伊都子です。前職では、女性の抱えるさまざまな悩みの相談に対応してきました。今までの経験を活かし、町の身近な相談窓口として困りごとに寄り添いながら、芽室町の皆さまが、毎日明るく楽しく健康に過ごせるお手伝いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

